

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第48号)

平成30年2月2日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定について、別表のとおり、土地所有者の要望のうち、心情が表出している部分及び心情と密接に関連する要望については実施機関の判断どおり非公開が妥当であるが、契約終了に際しての一般的な要望については公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成28年12月25日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「閉鎖された北在地市民スポーツ広場に関する資料。」と記載して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成29年2月8日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「閉鎖された北在地市民スポーツ広場に関する資料。」(以下「本件公文書」という。)を特定の上、本件公文書の一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のとおり付記して審査請求人に通知した。

(1) 条例第7条第1号に該当する。

電話番号、続柄、相談内容、要望、印影、住民票、金融機関番号、支店番号、金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第2号に該当する。

法人の印影については、法人に関する情報であって、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。

3 審査請求

平成29年5月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

- 1 要望を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは言い難く、非公開理由にならない。条例第7条第1号では「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、

個人の権利利益を害するおそれがあるため」としている。今回の事例は「特定の個人が既に識別できる状態」であり、要望を公開することによって権利利益を害するおそれがあるとは思えない。

- 2 他課(例:施設整備課、自治協働課、市民相談室)は要望を公開している。要望に対して市が回答するにあたり、大事なのは行政の回答であり、要望にどう答えたのかというプロセスである。市が賃借代を支払っている個人の要望を非公開にした場合、一方では要望と回答が明らかにされている団体との公平性が損なわれる。
- 3 答申第30号で、一部を除き議事録の公開が妥当とした大津市情報公開・個人情報保護審査会の理由に、「条例は、市が市民に対し説明する責務を全うし、公正で透明な市政を確保することを通じて地方自治の本旨に即した市政の推進に寄与することを目的とし、そのために市民に公文書の公開を請求する権利を明らかにするとしており(条例第1条)、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重して条例を解釈運用する責務を負わせている(条例第3条)。このように、条例は、市の市政に関する情報を広く市民に公開することを目的として定められたものである。そうすると、条例が、個人に関する情報が記録された公文書について、当該情報が個人を識別することができる情報であることのみを理由としてこれをすべて非公開としなければならないとは解し難いというべきである。」と記載されている。行政が賃借していた土地の返却に関する個人の要望は公共性が強い。市が過去に使用していた土地を所有者に返却する際に出された要望であり、市の対応を公開すべきである。
- 4 尼崎市の運用によると、個人情報とは「内心の秘密」「身心の状況」「私生活」「経歴、社会的活動」「財産状況」に関するものとしている。土地返却の要望をプライバシーに関するものとして非公開にすることは妥当とは言えない。
- 5 大阪市では「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するか？」に焦点を当てて解説しており、公開できるものは積極的に公開するという姿勢を打ち出している。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 要望は個人の心情を記録したものであり、当該個人の保護すべきプライバシーに関わるものである。土地所有者の氏名は不動産登記で既に公となっているため公開している。よって、その者の要望との両方を公開すると土地所有者個人の権利利益を害するおそれがあると判断される。
- 2 他課の要望は公開されているとの審査請求人の主張について、他課の要望は、団体から提出された要望であり、要望者個人の氏名は公開されていないため、他課と同様の判断とはならない。
- 3 答申第30号について、類似団体の情報がホームページで公開されており、個人の権利利益を害するような特段の事情がない限りは、慣行により公にすることが予定されている情報と解することができるため公開すべきとされた。しかし、本件は、個人の権利利益を害するような特段の事情があるため、公開しない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件審査請求の対象となっている公文書について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「北在地市民スポーツ広場用地の賃貸借契約の解除に伴う、市と土地所有者との協議記録及び賃貸借契約書等の資料」である。

審査請求人は、非公開部分のうち、「土地所有者の要望」を条例第7条第1号で非公開としたことについて正当性はないとして、本件処分を取消し、本件公文書のうち「土地所有者の要望」を公開するよう求めている。

一方で、実施機関は、「土地所有者の要望」は個人の保護すべきプライバシーであり、条例第7条第1号に該当すると主張しているため、本件公文書を審査した結果を踏まえ、「土地所有者の要望」の条例第7条第1号本文の該当性について検討する。なお、要望以外の非公開部分については、争いはない。

2 条例第7条第1号本文の該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

審査請求人は、本件では特定の個人が既に識別できる状態にあり、要望を公開することによって権利利益を害するおそれはないと主張する。しかし、本号は個人のプライバシーを最大限に保護し、かつ、万全を期する観点から、概念の不明確性が残っているプライバシーという表現を避け、より客観的な表現として「特定の個人を識別することができるもの」と規定し、これを保護することを定めているものと解される。よって、個人が識別できる状態にあれば、対象公文書に記載されている個人情報の公開については、当該個人の権利を害することがないように慎重に配慮しなければならない。

当審査会が本件公文書を審査したところ、実施機関が非公開とした「土地所有者の要望」の記載の中には、内心の秘密ないし私生活に係る部分と、契約の終了に際しての賃借人からの一般的な要望とが混在していることが認められる。心情が表出している部分及び心情と密接に関連する要望については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号本文に該当すると認められるため、実施機関の判断どおりとする。しかし、契約終了に際しての一般的な要望については条例第7条第1号本文に該当すると認めるべき事情は存しないため公開すべきである。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-------------|
| 平成29年 6月13日 | 諮問書の受理 |
| 平成29年 9月21日 | 審査請求の概要説明 |
| 平成29年10月27日 | 実施機関からの事情聴取 |
| 平成29年11月24日 | 審議 |
| 平成30年 2月 2日 | 答申 |

別表

| 当審査会が非公開妥当であると判断した部分 | | |
|---|-----|---|
| 協議記録 件名：伊香立北在地スポーツ 広場用地の借地について 日時：平成26年3月13日 | 1枚目 | 「6内容」の「地元が自治会館の移転話を進めている中で、」以降、3行目21文字目までの一文 |
| | | 「藤本氏の要望」の「・」5項目のうち1, 2, 4項目目 |
| 協議記録 件名：伊香立北在地スポーツ 広場用地の借地について 日時：平成26年4月18日 | 1枚目 | 「経過」の4行目から6行目までの一文 「内容」の「藤本氏の要望」の全て (1行目から13行目まで) |
| | 2枚目 | 「内容」の最後4行 |
| 協議記録 伊香立北在地スポーツ広場の 借地返の件 H26.8.29作成 | 1枚目 | 「藤本氏■の主張」(1つ目)の全て (1行目から12行目まで) 「藤本氏■の主張」(2つ目)の全て (1行目から2行目まで) |
| | | 「飯村の対応」の「・」6項目のうち2項目目の 「→」以降の部分 |
| | | 「飯村の対応」の「・」6項目のうち3項目目の 1行目の1文字目から13文字目 3行目「→」以降の部分 |
| | 2枚目 | 「飯村の対応」の「・」6項目のうち(1枚目から数えて) 6項目目の「→」以降の部分 【これまでの経過】のH26.7中旬の 「藤本氏来庁。」以降の1行目から3行目まで |
| 文書管理番号 0002742928 起案：平成26年4月1日 件名：北在地スポーツ広場用地 借地について(平成26年度) | 3枚目 | 「平成26年3月13日に藤本氏が来庁し、」以降、 「現在、」の前までの部分 |

※文字数の数え方について、句読点も1文字と数える。